

令和5年度税制改正要望事項（新設・**拡充・延長**）

（文部科学省 高等教育局 学生・留学生課）

項目名	教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充	
税目	贈与税	
要望の内容	<p>教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの時限措置の延長とともに、以下の拡充等について要望する。</p> <p>①一定割合を学校法人・公益法人等へ寄附することを条件に、非課税上限額を1,500万円から2,000万円まで引き上げる。 ②拠出後の資金の一定の投資商品に係る運用損失及び拠出後の資金からの学校法人・公益法人等への寄附について非課税とする。 ③23歳以上の受贈者について、教育訓練給付の支給対象となりうる「資格・検定」に係る払出しを非課税とする。</p> <p>本税制は、物価高騰や新型コロナウイルス感染症による影響の長期化、災害の多発化等の中にあって、高齢者世代から子育て世代への教育資金の移転・早期確保を確実なものとし、子育て世代の教育費に関する不安を解消しつつ、教育訓練等への支出を促進することで、少子化対策及び多様で層の厚い人材育成に資する制度である。</p> <p>あわせて、高齢者世代が保有する資産の運用を促進すること、及び子育て世代が中長期的な教育費の見通しを持って生活費その他支出を行うことができるようになることにより、経済活性化にも寄与しているものである。</p> <p>これについて、時限措置の延長とあわせ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育費の実態に応じた非課税上限額の引上げ ・社会全体の教育費支援に寄与するための学校法人・公益法人等への寄附を促す仕組みの設定 ・運用の促進のための措置 <p>等を要望するものである。</p>	
	<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p>	<p>(精査中) 百万円 (▲32,000 百万円) (— 百万円)</p>

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

我が国の個人金融資産は、祖父母世代である60歳以上の高齢者に偏在しており、その多くが預金として保有されている。一方で、子育て（父母）世代は、子供の教育費等に備えて貯蓄を行う傾向にあり、家計の余剰資金が経済に寄与しづらい状況があった。また、内閣府の調査によれば、20代や30代の若い世代が理想の子供数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最大の理由となっている。他方で、相続税法においては、従前、扶養義務者相互間における教育費に充てるための贈与は、金額を問わず非課税とされているところである。

このような中で、少子化対策及び「人への投資」として、子供の教育費の早期確保が可能となる環境整備を図るため、教育費に係る贈与を、信託という形で一括して行うことを可能とする本制度を平成25年4月1日から開始した。これにより、祖父母世代である高齢者が保有する預金等の「眠れる金融資産」の有効活用が促進されるとともに、子育て世代が中長期的な教育費の見通しを持って、生活費その他の支出を行うことによって、経済の活性化にも寄与してきたところである。

扶養義務者の自助努力による教育費の確保を、こうした税制措置で引き続き制度的に担保する必要があることから、本制度の時限措置の延長を要望する。

さらに、

- ① 現行制度の贈与税の非課税上限額は1,500万円となっているところ、教育費負担については、私立学校に進学し、留学する場合などは2,000万円以上の費用がかかる現状にあることから、公平性にも留意しつつ、更なる負担軽減と経済活性化を行うために、非課税上限額を2,000万円に引き上げることを要望する。ただし、1,500万円を超える部分については、その5%以上の額を贈与者が別途学校法人等に寄附することを条件として、利用を可能とすることとしたい。
- ② また、教育関連団体等への寄附や運用損失等の「教育資金支出額」に含まれないものは、現行制度では、目的外使用とみなして贈与税が課税される取扱いになっている。これについて、拠出後の資金の運用を促進し経済活性化を促進する観点から、一定の投資商品に係る運用損失を非課税としたい。あわせて、寄附を通じた教育全体の支援を促進するために、拠出後の資金から学校法人・公益法人等へ寄附することについても非課税としたい。
- ③ さらに、現行制度では、23歳以上の受贈者に関し、教育訓練給付金の支給対象として厚生労働省の指定を受けた講座に係る払出しのみが非課税となっており、同じ資格の取得に係る払出しでも、同給付金の支給対象の指定を受けていない講座である場合、課税対象となってしまう（講座は申請主義のため、同一実施主体における同一内容の講座でも、必ずしも同給付金の支給対象の指定を受けていない場合がある）。

学び直しやリカレント教育の推進は政府として最重要課題の1つであること、また、同一の資格取得を目指す場合の税制上の公平性のため、同給付金の対象となりうる「資格・検定」に係る払出しについて非課税とする取扱いとしたい。

(2) 施策の必要性

我が国の個人金融資産は、約 2,000 兆円もの規模であるが、金融資産の多くは 60 歳以上の高齢者層に偏重している状況にある。また、金融資産の約半分は現預金で保有・運用されており、この割合は諸外国に比べて高い。一方で、子育て世代は将来の子供の教育費に対する不安等から消費活動を控える傾向が見られる。

本制度の拡充・延長により、高齢者層に偏重している個人金融資産の若年者層への世代間移転を更に促すことで、「自助」としての教育費の早期確保を可能にし、我が国の将来を担う人材への投資につなげる。また、これにより子育て世代の将来に対する不安を和らげ、消費活動の活発化を図る。

さらに、公益法人や学校法人等への寄附を促進する仕組みを設けることで、孫等への支援にとどまらない、より広範な子供、若者への教育費支援として「共助」にもつながる。

こども政策の推進に係る有識者会議 報告書（令和 3 年 11 月）

（子育てや教育に関する経済的負担の軽減）

- 夫婦に尋ねた理想的なこどもの数は長期的に低下傾向にあり過去最低を更新している中、理想のこどもの数を持たない最大の理由が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっている。子育てや教育に関する経済的負担を軽減することは、こどもに質の高い教育の機会を保障するとともに、少子化対策としても重要である。幼児教育・保育の無償化や大学生等への修学支援などが実施されてきているが、更なる取組の強化について、これまでの取組の効果を検証しつつ、安定的な財源の確保と併せて検討が必要である。

第二百八回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説（令和 4 年 1 月）

（人への投資）

第二に、「人への投資」の抜本強化です。

資本主義は多くの資本で成り立っていますが、モノからコトへと進む時代、付加価値の源泉は、創意工夫や、新しいアイデアを生み出す「人的資本」、「人」です。

しかし、我が国の人への投資は、他国に比して大きく後塵を拝しています。今後、官民の人への投資を、早期に、少なくとも倍増し、さらにその上を目指していくことで、企業の持続的価値創造と、賃上げを両立させていきます。

（中間層の維持）

第三に、未来を担う次世代の「中間層の維持」です。

子育て・若者世代に焦点を当て、世帯所得の引き上げに向けて、取り組みます。全世代型社会保障構築会議において、男女が希望通り働ける社会づくりや、若者世代の負担増の抑制、勤労者皆保険など、社会保障制度を支える人を増やし、能力に応じてみんなが支え合う、持続的な社会保障制度の構築に向け、議論を進めます。

経済財政運営と改革の基本方針 2022 について（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

（1）人への投資と分配

デジタル化や脱炭素化という大きな変革の波の中、人口減少に伴う労働力不足にも直面する我が国において、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」である。自律的な経済成長の実現には、民間投資を喚起して生産性を向上することで収益・所得を大きく増やすだけでなく、「人への投資」

を拡大することにより、次なる成長の機会を生み出すことが不可欠である。「人への投資」は、新しい資本主義に向けて計画的な重点投資を行う科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXに共通する基盤への中核的な投資であるとも言える。

こうした考えの下、働く人への分配を強化する賃上げを推進するとともに、職業訓練、生涯教育等への投資により人的資本の蓄積を加速させる。あわせて、多様な人材の一人一人が持つ潜在力を十分に発揮できるよう、年齢や性別、正規雇用・非正規雇用といった雇用形態にかかわらず、能力開発やセーフティネットを利用でき、自分の意思で仕事を選択可能で、個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境整備を進める。

「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）

（中略）少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育て中の孤立感や負担感、子育てや教育にかかる費用負担の重さ、年齢や健康上の理由など、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っている。

こうした状況を受け、これまでも幼児教育・保育の無償化や高等教育の修学支援など、子育て支援を拡充してきたところであるが、引き続き今行っている施策の効果を検証しつつ、こうした希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組み、個々人の希望の実現を後押しするとともに、結婚、妊娠・出産、子育てに希望を持つことができる環境づくりに取り組むことで、多くの人々が、家族を持つことや、子供を生み育てることの喜びや楽しさを実感できる社会をつくる必要がある。

<重点課題>

- ・若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備（経済的基盤の安定）

<施策の具体的内容>

- 結婚・子育て資金や教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の実施等
- ・現在、高齢世代の保有する資産の若い世代への移転を促進し、若い世代を支援することを目的として、父母・祖父母等が子・孫に対し結婚・妊娠・出産・育児や教育に要する費用について一括して拠出した場合に、一定の限度額の範囲内で贈与税を非課税とする措置を講じている。

今回の要望（租税特別措置）	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標1-4 生涯を通じた学習機会の拡大 政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標2-6 教育機会の確保のための支援づくり 政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 政策目標1 1 スポーツの振興 施策目標11-2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現 政策目標1 2 文化芸術の振興</p>
		政策の達成目標	<p>祖父母世代から孫世代への世代間資産移転を促進させることで、将来の教育資金の確保を図り、我が国の将来を担うイノベーション人材、グローバル人材等の育成を強化する。また、子育て世代の将来不安を和らげるとともに、係る世代による消費の活性化、運用の促進を図る。</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	—

		同上の期間中の達成目標	更なる利用者の拡大に努める。
		政策目標の達成状況	<p>幼稚園から大学（博士課程）卒業・修了までの教育費は約1,741万円（※1）、留学に要する費用は約500～600万円（※2）である。子供の学習環境の整備については、現在でも様々な取組を行っているものの、平均賃金の上がない中、子育て世代の負担は依然として大きく、これをより確実に確保できるようにすることが必要。</p> <p>（※1）公私立の平均。高校以下でも私立学校に通うと、最大2,820万円となる。 （出典：文部科学省「平成30年度子供の学習費調査報告書」日本学生支援機構「令和2年度学生生活調査結果」）</p> <p>（※2）米国の公立大学に1年間留学した場合。 （出典：トビタテ！留学JAPANHPより各国留学ガイドブック（各国大使館監修資料、恵文社発行））</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	今後、毎年約10,500件のペースで利用者が増加することが見込まれる。	
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<ul style="list-style-type: none"> 本措置の延長及び非課税上限額の引上げにより、資産の世代間移転が更に促進され、将来を担う人材の育成が更に強化される。 学校法人・公益法人等への寄附を促す仕組みを設けることで、家族内に留まらない社会全体の教育費支援に繋がることが期待される。 講座の指定状況によらず、教育訓練給付金の対象となりうる「資格・検定」に係る払出しを非課税とすることで、公平性が高まり、「資格・検定」取得の促進にも寄与する。 一定の投資商品に係る運用損失の非課税化等を通じて、経済活性化にも貢献することが見込まれる。 	
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—	
	要望の措置の妥当性	本措置は高齢者に偏重している個人金融資産の孫等への世代間資産移転を促進し、家計における個人金融資産を有効活用する観点から、広く公平に個人に適用するものであり、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	本措置が導入されてから令和4年3月末までで、契約件数252,090件、贈与された金額約1兆8,814億円。（信託協会調べ）
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	なし
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	高齢者に偏重している個人金融資産が孫世代へ移転することにより、子育て世代の教育費負担の軽減が図られた。 実際に、信託を設定している金額のうち、令和4年3月現在で約8,360億円が既に引出されている。
	前回要望時の達成目標	祖父母世代から孫世代への世代間資産移転を促進させることで、将来の教育資金の確保を図り、我が国の将来を担うイノベーション人材、グローバル人材等の育成を強化する。また、子育て世代の将来不安を和らげることで、同世代による消費の活性化を促す。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	信託協会の調査によれば、利用者（贈与を受けた者の親）の約5割は「子供の将来の選択肢（進学先等）が広がることが期待できる」と、約8割は「教育資金に係る生計の負担が軽くなった」等と回答しており、目標は達成していると言える。
これまでの要望経緯	平成25年4月1日に新設。 平成27年度税制改正で延長・拡充。 平成29年度税制改正で拡充。 平成31年度税制改正で延長・拡充。 令和3年度税制改正で延長。	